不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>保険税の徴収</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>地方税法第７０３条の４第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>いきいき健康部国保年金課保険税賦課係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>第７０３条の４第１項　国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。

１　国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による出産育児関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。以下この条において同じ。）

２　国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金（第３項第１号ハにおいて「財政安定化基金拠出金」という。）の納付に要する費用

３　その他国民健康保険事業に要する費用</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（令和６年４月１日最終変更）</td></tr>
</table>